

最高裁判所（第三小法廷）平成●●年（〇〇）第●●号、平成●●年（〇〇）第●●号 法人税
更正処分取消請求上告及び上告受理事件

国側当事者・国（山形税務署長事務承継者麴町税務署長）

平成26年8月26日棄却・不受理・確定

（控訴審・東京高等裁判所、平成●●年（〇〇）第●●号、平成25年3月14日判決、本資料2
63号－42・順号12166）

（第一審・東京地方裁判所、平成●●年（〇〇）第●●号、平成23年12月1日判決、本資料2
61号－233・順号11823）

決 定

上告人兼申立人	株式会社A
同代表者代表取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	南 繁樹 ほか
被上告人兼相手方	国
同代表者法務大臣	谷垣 禎一
同指定代理人	藤山 秀樹

裁判官全員一致の意見で、別紙のとおり決定。

平成26年8月26日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 山崎 敏充

裁判官 岡部 喜代子

裁判官 大谷 剛彦

裁判官 大橋 正春

裁判官 木内 道祥

(別紙)

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲及び理由の不備をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。